

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第42号

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局防火管理規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事業場	防火管理者	事業場	防火管理者
局庁舎	企画総務部総務課 庶務係長	局庁舎	企画総務部企画総 務課企画係長
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)